

別添（昭和 2 2 年告示）

狩猟鳥獣の捕獲に関する猟具等の禁止

昭和二十二年十二月二十七日
告示第六百八十九号

狩猟法第四条の規定に基いて狩猟鳥獣の捕獲に関する猟具等の禁止を次のように定め、
公布の日から、これを施行する。

鳥獣の名称	禁止した猟具及猟法	区域
一 狩猟鳥獣	旋条を有する装薬銃	千葉県下一円
二 鴨類を除く狩猟鳥獣	鴨用以外の張網（霞網を含む。）	千葉県下一円
三 狩猟鳥類	ながしもち 流 鶺 はりもちなわ 及び張鶺縄	千葉県下一円
四 狩猟鳥類	たかはご 高撥、 せんぼんはご 千本撥 いっぽんはご （一本撥を含む。）	千葉県下一円
五 狩猟鳥類	ながしかぎ 流 鉤 おきかぎ 及び置鉤	千葉県下一円

以上